

旅行業法及び通訳案内士法における申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間について

1. 旅行業法における申請に対する処分

(1) 審査基準（行政手続法第5条第1項）

旅行業等の新規登録、旅行業の更新登録、旅行業約款の認可・変更の申請については、

- ・ 旅行業法（昭和27年法律第239号）
- ・ 旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）
- ・ 旅行業法施行要領（平成8年運観旅第74号）
- ・ 「旅行業法施行要領（平成8年運観旅第74号）第三 登録審査 2 取扱管理者」の運用について（平成8年運観旅第238号）
- ・ 旅行業法施行細則（昭和28年東京都規則第92号）

を審査基準とする。

(2) 標準処理期間（行政手続法第6条）

旅行業等の新規登録、旅行業の更新登録、旅行業約款の認可・変更の申請についての標準処理期間については、次の表のとおりである。

申請項目	標準処理期間
旅行業等の新規登録の申請	40日
旅行業の更新登録の申請	40日
旅行業約款の認可・変更の申請	10日

- ・ 窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱（平成6年9月30日公告）

2. 通訳案内士法における申請に対する処分

(1) 審査基準（行政手続法第5条第1項）

全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録申請、登録事項の変更届出及び登録証の再交付申請については、

- ・ 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）
- ・ 通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）
- ・ 通訳案内士法施行細則（昭和58年東京都規則第169号）

を審査基準とする。

(2) 標準処理期間（行政手続法第6条）

全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録の申請、登録事項の変更届出及び登録証の再交付申請についての標準処理期間については、次の表のとおりである。

申請項目	標準処理期間
全国通訳案内士の登録の申請	10日
全国通訳案内士の登録事項の変更届出	10日
全国通訳案内士登録証の再交付申請	10日
地域通訳案内士の登録の申請	10日
地域通訳案内士の登録事項の変更届出	10日
地域通訳案内士登録証の再交付申請	10日

- ・窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱（平成6年9月30日公告）

附則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年9月20日から施行する。

この要領は、平成29年3月6日から施行する。

この要領は、平成30年1月4日から施行する。